

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する個別マニュアルとして定めるものです。このマニュアルは暫定的なものであり、感染症の流行状況や行政の方針に伴い随時改訂をします。日常皆さんに行っていただくこととして、毎朝、帰宅後の検温、体調観察を欠かさずお願い致します。

【学内の場合】

I. 感染を疑わせる症状が出た場合

ご自身が発熱、あるいは感染を思わせる症状が生じた際にはこのマニュアルを目安として行動してください。

1. 発症初日

発熱、咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等いずれかの症状がある、あるいは、検温し体温が 37.5℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

- 1) 登校、出勤はしない。
- 2) 学生は、開校時間は学校へ夜間休日は学校の緊急連絡用電話へ連絡する。
- 3) 教員は学科長へ、事務職員は事務次長へ連絡する。
- 4) 以下の①～④（様式1）についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
 - ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
 - ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
 - ③ 発症 2 日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）
 - ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等
- 5) 発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない時は、自宅で安静待機。不要・不急の外出は控える。
- 6) 発熱を含め局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関に電話連絡をした上で受診可能であるか確認する。（インフルエンザ等、他疾患の可能性もあるため。）
- 7) 発熱を含め強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して、指示に従う。
- 8) 以降、毎日 2 回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録する。

2. 発症翌日及び翌々日

2-1. 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時

《対応》

- 1) 体調が改善した翌々日から、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い・咳エチケットを励行する。
- 2) インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。

2-2. 症状が続いている、あるいは悪化している時

《対応》

- 1) 発症初日と同様に、経過報告をする。
- 2) 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時等は、症状が2日以上続いている時、住居地の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する。
- 3) 基礎疾患がある場合は、電話で主治医への相談も考慮する。

3. 発症後4日以降

3-1. 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時

《対応》

- 1) 体調が改善した翌々日から、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い・咳エチケットを励行する。
- 2) インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。

3-2. 発熱、咳、全身倦怠感などの症状が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）時

《対応》

- 1) 住居地の「帰国者・接触者相談センター」に電話、指示に従う。
- 2) 学生は学校へ、教員は学科長へ、事務職員は事務次長へ、電話にて報告する。電話での連絡が難しい場合は、メール連絡でも可。
- 3) 上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をし、他者への感染を避けるための努力を欠かさないこと。

Ⅱ. 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

《対応》

1. 自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、治癒するまでは登校停止・就業禁止とする。また診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に登校・出勤はしない。
2. 至急、学生は、開校時間は学校へ夜間休日は学校の緊急連絡用電話へ連絡する。教員は学科長へ、事務職員は事務次長へ連絡する。連絡後、可能であればメールにて様式1、様式2を報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
3. 治癒するまで勤務停止・出席停止として、主治医の許可が出てから、勤務・出席は可とする。

Ⅲ. 感染症の濃厚接触者として特定されたと診断された場合

《対応》

1. 自身が感染者の濃厚接触者(※1)として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、登校・出勤はしない。
2. 学生は、開校時間は学校へ夜間休日は学校の緊急連絡用電話へ連絡する。教員は学科長へ、事務職員は事務次長へ連絡する。連絡後、可能であればメールにて様式2を報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
3. この経過で症状がある場合には、上記の「Ⅰ. 感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って、対応する。不要不急の外出はしない。

※1「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)(※2)が発病した日以降に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者

「患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等を含む)があった者」・
「手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で必要な感染予防策なしで接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)」とされている。

※2「患者(確定例)」とは、「臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者)」である。

IV.

【実習中の場合】

実習に際しては、フロアオリエンテーション時に必ず2週間分の健康観察票を提出し、担当指導教員に確認してもらってください。

教員が引率している場合

I. 実習施設にて、発熱、咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等いずれかの症状が出現した。あるいは、検温し体温が 37.5℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

1. 学生は、担当教員に症状出現時報告をする。担当教員は、学校・実習指導者・病棟責任者・看護部長に報告をする。（事故報告ルートに準ずる）
2. 教員は、学生の検温を行い、学生から現症状（咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等）を聴取する。
3. 学生は速やかに帰宅し、帰宅後学校に以下の①～④（様式1）についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。

① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等

② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）

③ 発症 2 日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）

④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

4. 以後は上記 I. II に準ずる。

教員が引率していない場合

I. 実習施設にて、発熱、咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等いずれかの症状が出現した。あるいは、検温し体温が 37.5℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

1. 学生は症状出現時、担当指導者に報告を行い、その後学校に報告をする。
2. 学生から連絡を受けた教員は、学生から現症状（咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等）を聴取する。
3. 学生は速やかに帰宅し、帰宅後学校に以下の①～④（様式1）についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。

① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等

② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）

③ 発症 2 日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）

④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

3. 以後は上記Ⅰ. Ⅱに準ずる。

V. その他

学校は、上記事案が発生した場合は、感染対策委員会を招集し対応を協議する。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応マニュアル 連絡体制図

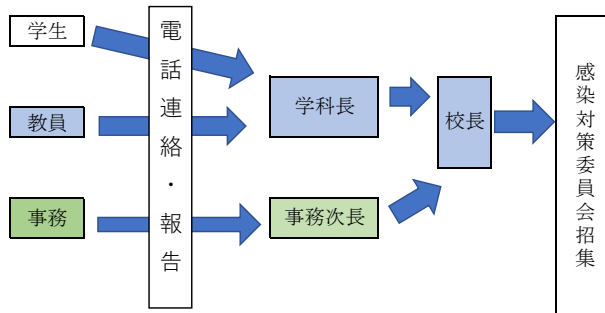
【学内対応】

I. 新型コロナウイルスの感染を疑わせる症状が出た場合

発症初日：体温が37.5度以上ある時（無症状でも）咳・全身倦怠感・嗅覚障害・味覚障害などいずれかの症状がある。

登校・出勤はしない。

1. 電話連絡をする。
 : 日中：048-866-6600
 夜間：070-4505-1608
 以下の①～④についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
 ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
 ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
 ③ 発症2日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）
 ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

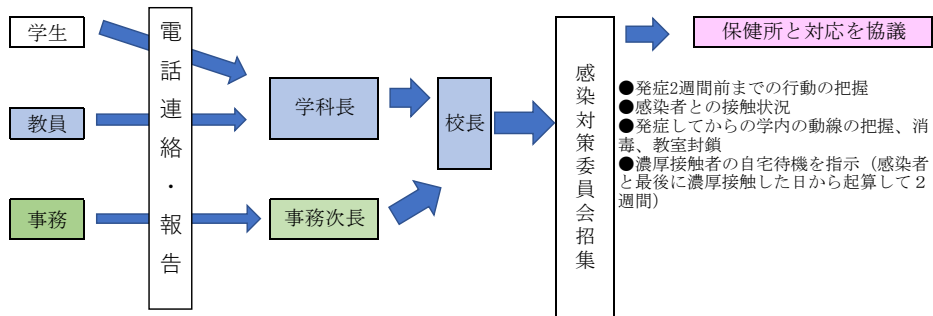


発熱を含め、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、「帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談センター）」に電話相談し、指示に従う。

II. 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

※電話連絡する。治癒するまで登校、出勤禁止とし、主治医の許可が出てから出席・勤務は可とする。

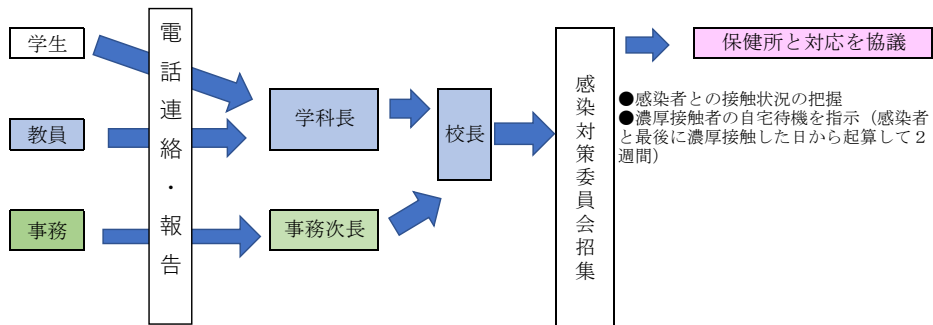
1. 電話連絡をする。
 : 日中：048-866-6600 夜間：070-
 2. 以下の①～④についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
 ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
 ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
 ③ 発症2日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）
 ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等



III. 新型コロナウイルスの濃厚接触者として特定されたと診断された場合

※電話連絡する。新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、登校・出勤しない。

以下の①～④についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
 ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
 ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
 ③ 発症2日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）
 ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応マニュアル 連絡体制図

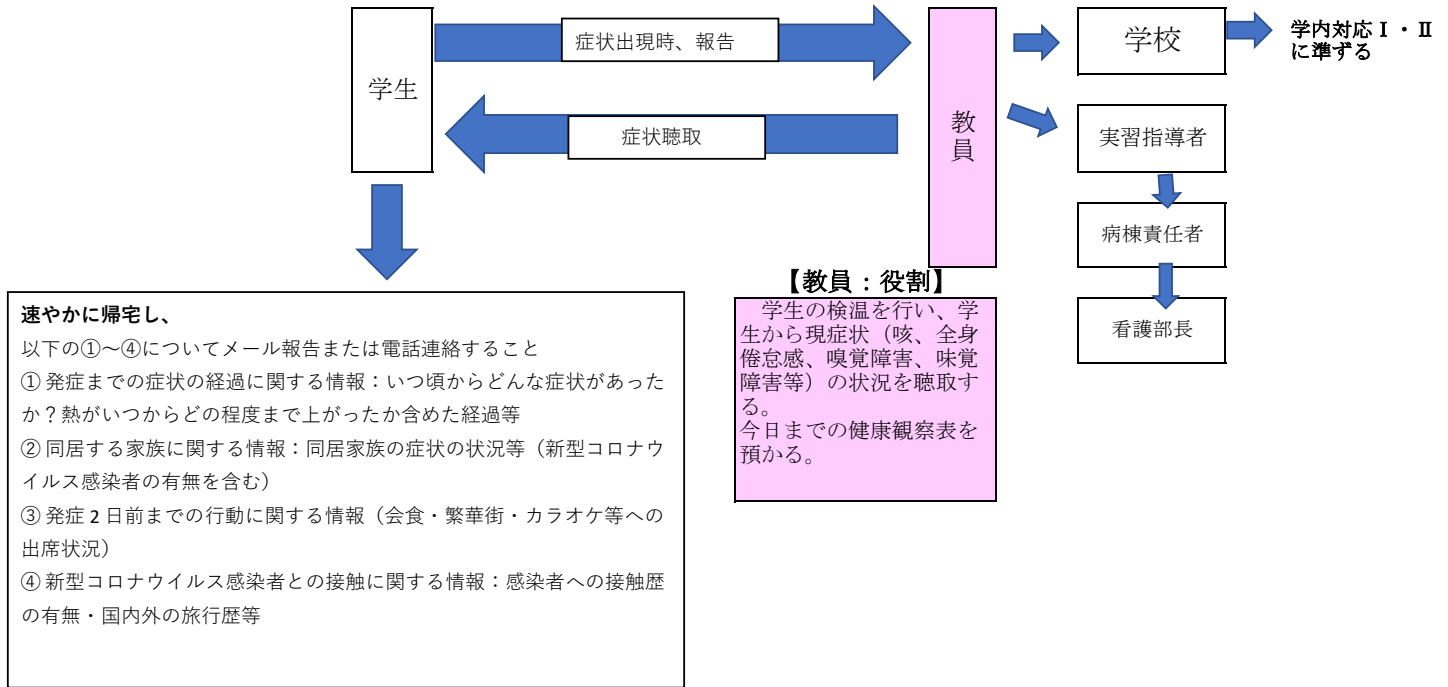
【実習中の対応】

担当教員は、フローアオリエンテーションの時に必ず実習開始前2週間分の健康観察表を提出し、実習担当教員が確認する。

【教員が引率している場合】

1. 実習施設にて、新型コロナウイルスの感染を疑わせる症状が出た場合

発症初日：体温が37.5度以上ある時（無症状でも）、咳・全身倦怠感・嗅覚障害・味覚障害などいずれかの症状がある。



2. 教員が引率していない場合

1. 実習施設にて、新型コロナウイルスの感染を疑わせる症状が出た場合

発症初日：体温が37.5度以上ある時（無症状でも）、咳・全身倦怠感・嗅覚障害・味覚障害などいずれかの症状がある。

